（総務・規程 14）

代議員選出規程

（総 則）

第１条　本規程は、一般社団法人電気学会本会代議員の選出にあたっては一般社団法人電気学会の定款第5条に基づく他、代議員の選出に関し、必要な事項を定める。

（定 義）

第２条　代議員とは、この法人の正員でこの規則に基づき選出された者で、正員を代表して社員として社員総会で決議を行う者をいう。

（代議員の定数）

第３条　代議員の定数は、定款第5条第3項に規定する基準に基づき理事会で決定する。

２　代議員の定数は、代議員の選挙が行われる年の1月末時点における正員数を推定し、それにより算定するものとする。

（代議員の任期）

第４条　代議員の任期は定款第5条第7項の規定により選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。

（選挙人の資格）

第５条　選挙人は、代議員選出前の12月20日において、正員として承認されている者でなければならない。

（被選挙人の資格）

第６条　代議員の被選挙人は、代議員を選出する日において、正員でなければならない。

（選挙管理委員会）

第７条　理事会は、代議員の選出に関する業務を公正に行うため、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。この委員会に関する運営要綱は、別に定めるものとする。

（代議員の選出方法）

第８条　代議員は、正員による選挙に基づいて選出する。

（立候補受付期間）

第９条　選挙管理委員会は、30日を超えない範囲で立候補の受付期間を定めるものとする。

（応募手続）

第１０条　代議員に立候補しようとする正員は、前条で定める立候補受付期間内に正員の推薦者5名を付して委員会に立候補届を掲出しなければならない。

（立候補者数が定数に達しない場合）

第１１条　委員会は、代議員の立候補者が定数に達しない場合は、不足する候補者の推薦を依頼することができる。

（投 票）

第１２条　代議員の選挙は、次の方法により行うものとする。

(1) 投票は、電子投票または書面投票によるものとする。

(2) 前号の書面投票は、指定の用紙を使用するものとする。

（開 票）

第１３条　投票数の多い順に定数に達するまでの者を当選とする。定数最下位に得票数が同じ者が複数いる場合には、在会年数の長い者が選出されることとする。在会年数が同じ場合は、年長者が選出

されることとする。

２　前項の投票において、次の各号のいずれかに該当する場合は無効とする。

(1) 正規の手段以外により投票したもの

(2) 投票用紙の立候補者の氏名欄に指定された投票方法以外の記入をしたもの

(3) 判読ができないもの

（選 出）

第１４条　開票後，選挙管理委員会にて選挙結果を確認し，代議員を選出する。

（公 開）

第１５条　代議員選出結果を電気学会ホームページで公開する。

（委 嘱）

第１６条　選出された代議員に会長名で委嘱する。

（付則）

1. この規則は、一般社団法人電気学会の設立の登記の日から施行する。ただし、設立の登記の日までに一般社団法人移行後の最初の代議員予定者の選出を行う場合には、この規則を適用する。
2. 平成 25 年 7 月 26 日、理事会において一部改正。
3. 平成 30 年 10 月 4 日、理事会において一部改正
4. 令和 2 年 10 月 8 日、理事会において一部改正

（総務・規程 14）

代議員選挙立候補届出書

届出日	年　　月　　日		
立候補者氏名	印		
所属		会員番号	
支部		部門	
推薦者（５名）	氏名		会員番号
1	印		
2			
3			
4			
5			
受付日	年　　月　　日		
備考			